

本人通知登録申請書

（あて先）八尾市長

申請者氏名

現住所

八尾市住民票の写し等本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登録者氏名	<input type="checkbox"/> 同上
生年月日	年 月 日
住所	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 下記のとおり 八尾市（ ） <small>※いずれも、本市が保有する住民基本台帳に記載の住民登録地であること。</small>
連絡先	（ ） — 自宅・携帯・その他
本籍地	<input type="checkbox"/> 住所と同じ（登録者が記載されている現在戸籍、改正原戸籍、除籍のすべて） <input type="checkbox"/> 下記のとおり 八尾市（ ） （筆頭者： ） <small>※いずれも、本市が保有する戸籍に記載の本籍地であること。</small>
対象とする証明書	<input type="checkbox"/> 住基関係のみ：住民票の写し（除票）、住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍関係のみ：戸籍全部（一部）事項証明書（除籍）、戸籍謄（抄）本（除籍）、戸籍記載事項証明書（除籍）、戸籍附票（除附票） <input type="checkbox"/> 両方とも

※代理人による申出の場合は、以下も記入してください。

代理人氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
代理人の住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	連絡先	（ ） — 自宅・携帯・その他
代理人の生年月日	年 月 日		
本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 その他代理人		

（注意）

- 15歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が申請してください。
- 法定代理人が申請するときは、その資格を証明する書類の提出が必要です。ただし、戸籍謄本は本籍が八尾市にある場合、申請者の了承のもと市職員が確認できますので、提示を省略することができます。
- その他の代理人が申請書を提出する時は、登録者の自筆による委任状が必要です。

八尾市市民課事務処理欄

受付者	登録者	本人確認書類	備考
		<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）	

本人通知制度について

1. 代理人又は第三者（個人、法人又は8業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士）に登録者の戸籍謄抄本（除籍謄抄本、原戸籍謄抄本を含む。）、戸籍記載事項証明書（除籍を含む。）、住民票（住民票記載事項証明書、除票を含む。）及び附票（除附票を含む。）（以下「住民票等」という。）を交付した場合、交付した事実について申請書の現住所に、速やかに通知します。また、八尾市に記載のある住民票等に限りです。
2. 代理人による登録申請は、法定代理人の場合を除き委任状が必要です。
3. 郵送による登録申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 登録希望者又登録者が疾病等により窓口に申請することができない場合
 - (2) 他市町村に居住している場合
4. 通知書に記載する内容は、交付年月日、交付請求者の区分、交付証明書の種別、交付通数です。詳細を希望する場合は、個人情報開示請求の申請をしてください。（即日の開示はできません）

なお、住民票等の第三者からの請求については、個人情報保護条例において、第三者の個人情報となるため、原則、請求者名等の開示はできませんので、あらかじめご了承ください。
5. 登録期間は無期限です。廃止の届出があるまで継続します。

転出、転居等により、登録内容に変更が生じた場合は、届出をしてください。届出がない場合は、通知ができませんのでご注意ください。

なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を取り消します。
6. 転出先の市町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに登録手続きを行ってください。なお、本人通知制度を実施していない市町村では、通知制度はありませんので、あらかじめご承知ください。
7. 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害防止を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、申請してください。